

奈良市議会議長
上 原 雋 様

議会制度検討特別委員長
土 田 敏 朗

議会制度検討特別委員会中間報告書

本委員会で調査する事項について、下記のとおり、奈良市議会会議規則第45条第2項の規定により中間報告します。

記

- 1 調査事項
議会制度全般について
- 2 調査の状況

開催日	調査内容
平成24年4月6日	①「議案の委員会付託」について ②審議会への議員参画の見直しについて ③『奈良市議会議員の政治倫理に関する条例』の見直しについて ④「議会基本条例」について ⑤幹事長会の申し合わせ事項の改善について ⑥議会運営委員会の申し合わせ事項の改善について ⑦その他
平成24年4月26日	①「議案の委員会付託」について ②審議会への議員参画の見直しについて ③『奈良市議会議員の政治倫理に関する条例』の見直しについて ④「議会基本条例」について ⑤幹事長会の申し合わせ事項の改善について ⑥議会運営委員会の申し合わせ事項の改善について ⑦その他
平成24年5月31日	①「議案の委員会付託」について ②審議会への議員参画の見直しについて ③『奈良市議会議員の政治倫理に関する条例』の見直しについて ④「議会基本条例」について ⑤幹事長会の申し合わせ事項の改善について ⑥議会運営委員会の申し合わせ事項の改善について ⑦その他

3 調査の結果（委員会における決定事項）

調査事項	調査結果
議案の委員会付託について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算決算委員会を設置すべき。 ・ 6月定例会で実施（一部試行）すべき。 ・ 分科会長報告及び委員長報告について、簡素化を図り、各委員長・会長で作成すべき。 引き続き調査を継続する。
審議会への議員参画の見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠が「法令」及び「条例」によるものは、従来どおり参加すべき 引き続き調査を継続する。
『奈良市議会議員の政治倫理に関する条例』の見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第100条の2による専門的知見の活用により調査すべき。
「議会基本条例」について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例の体系図について、全12章の章立てとすべき。 ・ 議会基本条例制定のロードマップ案について工程どおり進めるべき。 ・ 地方自治法第100条の2による専門的知見の活用により調査すべき。 引き続き調査を継続する。